

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年10月6日 10時00分～10時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官※、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
秋本管理官補佐、小野安全審査官、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他7名

発電管理室 設備・耐震グループ 課長※、他6名※

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、一部対面で実施した。

#### 6. その他

提出資料：

- (1) 東海第二発電所 設計及び工事の計画の変更 審査会合における指摘事項の回答
- (2) 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料(改9)
- (3) 東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の植田です。それでは時間になりましたので本日のヒアリングを始めたいと思います。今日は、日本原子力発電東海第2発電所の設計及び工事計画の変更認可申請についてです。
0:00:14	それでは事業者から説明をお願いします。
0:00:18	現在のコバヤシです。
0:00:20	今日は、まず、審査会合の資料の案のご説明をさせていただきます。
0:00:27	そのあとは、コメントリストの回答を一部させていただいて、この後、ダクトに関する適用性を一つずつご説明したいと考えております。よろしくお願いいたします。
0:00:40	ではまず審査会合資料案の説明を発電所の方からお願いいたします。
0:00:47	はい。東海第2発電所運営管理室の岡と申します。それでは審査会合資料についてのご説明、審査会合資料案のご説明を上手くさせていただきたいと思えます。資料はですねパワーポイント等のものですね資料1と、
0:01:03	であるものです。審査会合資料案となっております。
0:01:06	タイトルとして東海第2発電所設計及び工事の計画の変更審査会合における指摘事項の回答とさせていただいております。日付をこちら今10月25日予定ということで今日はヒアリングの資料案ということで10月3日にさせていただいております。
0:01:22	2ページ目見ていただきますと、第1055回審査会合、こちらが6月23日について申請ありました審査会合の指摘事項に対する対応補正というところで、
0:01:33	全部で四つですね、指摘事項をいただいていると認識しております。まず123指摘事項の123ということでちょっとまとめて書く記載をさせていただいております。
0:01:46	一つ目がこの新規性基準適合性に係る審査会合において原子炉建屋附属棟の外壁、Hパネル設置箇所については、耐震補強等を行うこととして適合性を説明しているがその設計方針を変更する場合に、該当条文について適合性の影響がないのか、整理して説明すること。
0:02:03	2番目が、原子炉建屋関係ダクト吸気排気隔離弁及び給水隔離弁室の補強後になっている安全機能を整理した上で、今回の変更にあたって影響確認が必要となる設置許可基準規則の条文創出の考え方、条文適合性に与える影響及びその根拠を整理して説明すること。
0:02:21	3番目が、上記の整理を踏まえた上で既許可ですね、の各括弧の中で本文テンパチテンジウ等ですね、場合によっては過去の審査資料において基準適合性のために説明していた内容に変更がないか、変更がある場合にどのような影響があるのかを整理して説明することということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	質問をご指摘をいただいていると認識しております。それに対する回答として今回ですね原子炉建屋附属棟の外壁に関連する内容については、本変更認可申請の変更理由を再整理し、見直しを行ったことで、
0:02:56	本審査とは切り離し別途ご説明することとするというような回答をさせていただきたいと思います。括弧で操作詳細を別紙に記載というふうにしております。ちょっと別紙に行く前にもう一つの指摘事項を先に説明させていただければと思います。
0:03:10	もう1点がですね指摘事項として4ポツですね、今後の申請案件も含め、効率的に審査を進めていくために、審査に臨む上での体制を改善することということで、こちらは頭皮回答として発電所及び本店の谷川先生の経験者を社内でのレビュー者として参画させることで、
0:03:27	体制の改善を図っているということで回答させていただきます。
0:03:32	続いてのページ3ページ目ですね別紙ですね変更理由の見直しについてというふうさせていただいております。一つ目の矢羽根ですね2022年3月1日に申請を行った設計及び工事計画認可申請書の4、へん4ポツ変更の理由については、
0:03:49	これまでヒアリング等を通して見直しを行っている、見直しの経緯については下表の通り整理したということで、こちらは一度ヒアリングの中でもご説明させていただきました通り、説明時点2022年3月1日時点の申請時点、
0:04:02	と、あと6月23日に審査会合で8月23日のヒアリングでですね、当間4ポツの変更の理由、本工事に係る変更の理由をですね、このように整理していきましましたということで表に、
0:04:17	記載をさせていただいております。また見直しについてもその都度その都度の見直しのした理由について記載をさせていただいているものになります。
0:04:27	二つ目として下線を引かせていただいておりますけども、原子炉建屋附属棟の外壁補強の補強範囲の見直しについては、本変更認可申請に関係する外壁大の箇所も含まれていることが含まれることから、
0:04:39	本審査とは切り離し、見直しが必要となる理由に基づき、特定重大事故等対処施設の設工認または、今後計画している、変更認可申請にてご説明することとするということでちょっと強調した形で書かせていただいております。
0:04:53	次からはへっ等変更理由の見直しを踏まえ、工事の概要を添付1の通り整理した、もう一つが本工事に伴う設置許可への影響について添付2の通り整理したということで次のページからは添付1ということで原子炉関東神吉経営改造工事の概要についてということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	どういところを改造、ちょっと詳細はちょっと割愛をさせていただきますけども、工事の概要についてのご説明 4 ページ目を文章でちょっと記載をしております、
0:05:24	5 ページ目 6 ページ目 7 ページ目と、それぞれですねヒアリングの中でもお示しさせていただきますいております。変更、設備等ですね変更、前後の図ですとか、
0:05:36	あと、原子炉建屋の附属棟の外観イメージ、どのようになるかっていうところですか、あと系統図ですね、改造はどのようにしていくかっていうところを示させていただきますいております。
0:05:48	8 ページ目ですね、添付 2 としてこちら設置許可への影響について、についても言及をさせていただきます。①②③とございまして、適合については①で確認をしているっていう評価の方針を踏まえたものであること及び適合していることを確認しているっていうところ。
0:06:06	記載させていただきます。②で、そうですね、基本的に変更するものではないことから、
0:06:15	別変更許可申請は不要と判断している、この③でただですね 2 系統 1 系統にすることから、添付書類 8 に変更箇所、こちらはヒアリングの中でもですねご説明させていただきます通り、
0:06:28	添付書類 8 に変更が生じるということでこちらはですね、今後関連する設備の変更等による設置変更許可申請を行う際に、と合わせて変更を行うというところで、
0:06:39	変更箇所については具体的に、図 4 ですね、添付書類 8 の変更案というところで、こちらのヒアリングでお示しさせていただきます比較表になるんですけども、こちらでどういうところが添付書類 8 で、どういうところがあるかというところをお示しさせていただきますものになります。
0:06:55	はい。審査会合資料案については以上になります。
0:07:04	はい原子炉規制庁宮尾です。ここまでのところで何か質問等あればお願いします。
0:07:12	私の方は特にはないです。
0:07:15	以前見せてもらったものと、レビジョンアップされてるので特に、
0:07:19	いいかなと一応確認ですけど、
0:07:23	4 ページ目かな。4 ページ目のところの読み方なんですけど(2)の読み方なんですけど、2 ポツ目ね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:30	僕、対策等を行う際A系は数を含めた補強が必要となるため隔離弁が必要で一方B系は、これあくまでも事実を書いているっていうだけの認識でいいねやめるやめな判断を今後また
0:07:43	別の工認の中で、その辺は説明していくっていう認識でいいですね。
0:07:54	はい。その認識で間違いないと。はい。問題ありません。はい。
0:07:59	はい、わかりました。
0:08:09	規制庁が適切 2 ページ目のところで指摘事項 123 をまとめて
0:08:16	開閉機能、
0:08:18	ことはもう別途説明しますよって内容なんですけど、1 に対しての回答はこれでいいと思うんですけど、2 のところで、
0:08:27	ダクト隔離弁及び外壁補強が担ってる安全機能っていうところで、外壁補強についてはもう、別途説明するっていうことでもいいんですけど。
0:08:40	博徒隔離弁が担ってる安全機能を整理した上でっていうふうにしたときに、それに対する回答みたいなっていうのは含まれないんでしょうか。
0:09:01	現在のコバヤシです。おっしゃる通り、ここダクト吸排気隔離弁、
0:09:09	が担っているというふうに読まれてしまう等、ちょっと、はい。回答の範囲としては、足りないかなと思いますがここは、
0:09:18	やっぱり、外壁の補強が担っているっていうところに焦点を当てた、ご指摘かなというふうに感じたので、
0:09:26	衛藤。
0:09:28	それとも、であれば、このだく当期隔離弁の適合性に関してはヒアリング中のご説明をさせていただいているという回答を付け加えるという、そういうことでよろしいですか。
0:09:44	規制庁の方ですと、やはり
0:09:48	ちょっとまとめてあるんじゃないなくて 1 件に対して 1 件ずつみたいな感じで、内容についてはこれまで説明いただいているものと全く同じになると思うのでちょっとそこは回答と、指摘事項対応取れるような形で、
0:10:03	ちょっと資料を見直していただけたらと思いますけども、柳橋で承知いたしました。ではこれ以上三つですけども一つずつ分けて、回答同じな回答になるかもしれませんがそれは繰り返し記載すると。
0:10:15	合わせていただくと隔離弁については、衛藤弘中のご説明をさせていただくというふうに記載をさせていただきたいと考えます。
0:10:26	すいません保健所でちょっと 1 点確認させておいて、1 点というか確認させていただいてもよろしいでしょうか。2 ポツのところはこちらはダクト隔離弁及び配置各隔離弁室、吸排気隔離弁角。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:41	外壁補強が担っている安全機能を、を整理するってということではなくてダクトだとか排気で給排気弁。
0:10:51	あと、隔離弁数、
0:10:54	それぞれ切り分けて安全機能を整理したけ、結果をここに記載するっていう認識でよろしいでしょうか。
0:11:08	規制庁の方でした。そう。でもダクトの外壁補強って多分繋がらないと思うんで多分1個1個個別2行。
0:11:19	整理いただいた方がよろしいかと思うんですけども。
0:11:23	すいません。そうですね。ダクトはそうですねすいません申し訳ありません。はい、かしこまりました。
0:11:28	はい。開けコバヤシですこれ日本語で読むと、ダクトと隔離弁と隔離弁室。
0:11:36	これ三つがパラといいますか、それぞれが何か同じレベルで、要求事項があってそれぞれの、その補強に補安全機能が、
0:11:48	はどうだというふうに読むのかなと、正しくこの文章をそのまま読むと、そうなる
0:11:54	と、
0:11:54	戸梶さんのご指摘の通りかなと思いましたが、そこがわかりやすいように、回答を記載します。
0:12:04	規制庁宮本です。今この読み方っていうのはまず原子炉建屋換気系ダクトの安全機能は何ですか。
0:12:13	吸排気隔離弁の安全機能は何ですか。
0:12:17	及びで津波で吸排気隔離弁室の外壁補強の機能は何ですかっていうふうに読むっていうこの三つで呼ぶっていうふうに見ていただいた方がいいと思いますので、そういう整理をお願いします。玄小林承知いたしました。ありがとうございます。
0:12:38	浜さん何かあるでしょうか。
0:12:41	はい、浜野です。私からなんてあるんですけど、聞こえますでしょうか。
0:12:47	以上です。
0:12:48	はい。今のカタガリの指摘とちょっと私も同じなんですけど、まずちょっと先ほど、減税のコバヤシさんですか言われた
0:13:01	日間会話の指摘に対してヒアリングで説明しているから、その旨をというのはですね、ちょっとこれはヒアリングの位置付けからして、事実確認を、
0:13:12	させていただいてることなので、あくまで会合での指摘については、審査会合でご回答いただく必要があるということですけど、この点よろしいですか。
0:13:24	元小橋です。承知いたしました。そのように、回答を準備いたします。
0:13:29	はい。その上で審査会合での指摘については、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:34	その指摘の趣旨を踏まえて
0:13:38	もれなくご回答いただきたいということで先ほどの、
0:13:44	衛藤カタギリからありました点も含めて網羅的にご回答お願いしたいんですけども、
0:13:50	例えばですけども今指摘のあった 2 ポツですけども、
0:13:56	これはですね、一応、前段でその安全機能を整理した上でというのは、もちろんその前提として、まず整理をしていただくという必要があるんですけども、
0:14:10	この 2 歩通話日発の回答いただく内容は、今回の変更にあたって、
0:14:17	影響確認が必要となる、云々ということなので、
0:14:24	前提として
0:14:26	安全機能を整理していただいた上で、
0:14:30	というのを、前段でやっていただいた上で、
0:14:35	その後段に対してもきちんと
0:14:38	考え方なり根拠を整理して説明していただく。
0:14:43	いきたいということなんですけれども、その点よろしいでしょうか。
0:14:52	現在小橋でございます。今、天田さんからのご指摘を踏まえて、回答を作成いたします。理解いたします。ありがとうございます。
0:15:02	はい。規制庁の天田です。よろしくお願いします。あともう 1 点 3 ページですけども、
0:15:10	この表のミツ名は、説明時点はこれは 8 月 23 日ヒアリングであります、これは
0:15:20	まだあの会合の日付はオープンになってませんけれども、次回の会合の日付が確定したら、日付の会、会合日が入るという、
0:15:32	ことでよろしいでしょうか。
0:15:36	元コバヤシです。
0:15:38	この 3 ページ目の表の一番下の行、一番左の列ですね、今、発案 20 産地ヒアリングと書いてあるところ。
0:15:49	ここは事実として 23 日のヒアリングでご説明したんですが、審査会合の日程が決まったらその場での回答になるということでここが審査会合の日付で修正をした上で資料 2、
0:16:00	とするというふうに理解しました。
0:16:04	はい。よろしくお願いします。あと、その右の変更の理由なんですけれども、
0:16:11	これは今回の本文変更が最終的には、
0:16:19	溢水防護上の区画番号の変更。
0:16:23	そうすると、いうふうに理解してるんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:27	今現状の記載だとモニター移設が、
0:16:33	変更の理由に読めるんですけども、
0:16:36	このモニターの移設に伴い、水防上上の区画案を変更するという事ではないんでしょうか、ちょっと確認させてください。
0:16:48	小橋です。おっしゃる通りでございます。モニターを移設することに伴って溢水防護区画の番号が変更すると、この番号の変更がへ本申請の変更理由にも、
0:16:58	大本でございますので、そこまで記載をさせていただきます。
0:17:04	はい。規制庁の天田です。私からは以上です。
0:17:09	はい、ありがとうございました。今コメントあったところについて記載修正して準備ください。
0:17:17	説明を続けてください。
0:17:22	はい。玄小橋です。そうしましたら続いてコメントリストの中から、東京ピンク赤でハッチングした三つについてまずご回答させていただきたいと考えております。
0:17:38	原電の川又です。コメント回答整理表の 5 分の 2 ページ、まずコメントリストの
0:17:44	ナンバー10 ですけども、こちら、
0:17:49	下層階のLOCA時においてバイパスラインを設置することで状態が変わらないということであればそちらについても、各条文、
0:17:57	適合性の資料の記載を充実するのか新たに資料を作成するのか検討することということで、こちらですけども、9 月 14 日ヒアリング時に、ご説明した内容としまして
0:18:09	補足の 4 のパワーポイントの方ですけども、右下、550 ページ。
0:18:36	前回ご説明させていただきました
0:18:39	モニター、各モニターの設計上の考慮ということでこちらにですけども
0:18:44	二つ目のポツですけども図中のボリュームダンパーの改造調整を行うことによりということで、こちら、
0:18:52	排気風量調整し、改造前と同等する説明を記載しましたということでこちら回答がまだできておりませんでしたので、こちら、今回、コメント回答とさせていただきます。
0:19:04	続きましてコメントリストのナンバー12 になります。
0:19:10	補足 4 の設置許可、まとめた資料ですけども設備改造することにより防護方針に変更がないことが記載されていないため明確にすることということで、
0:19:21	既許可における、設計方針等に変更がないことを設備改造時の欄の上段に、
0:19:27	追記したことと、今回の見直しに合わせてですね、原子炉建屋外壁を二次遮へいとする観点からの基準適合性下の確認内容を追記しております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:37	こちら資料のまずですけど、まず、
0:20:00	資料すいません見 648 ページになりまして、
0:20:14	第 1 表としまして既許可からの変更点及び基準適合性等ということでこちらまず、参考にですけれども、三条の方ですけれども、設備改造時の一番上の方に、
0:20:27	以下の通り許可における、設計方針等を踏まえたものであり本項に適合するという文言を各条文、今回新たに追記しております。
0:20:36	またですね二次遮への観点としまして今回 26 条と 29 条、59 条の方に一部追記をしまして、そちらがまず、
0:20:48	659 ページになります。
0:21:00	こちら、26 条、原子炉制御室等ということで
0:21:05	まず既許可の方ですけれども、こちらの参考の方ですけれども、二つ目のポツにおきまして、原子炉冷却材喪失時において直接ガンマ線及び使い、
0:21:15	社員ガンマ線に対し、原子炉建屋外壁を遮へい体として中央制御室の運転員の被ばくを低減することができる設計としているという、遮へいに関する文言を追記しております、
0:21:28	設備改造時の方ですけれども、こちら三つ目のポツ、またというところからですけれども、今回野瀬設備改造では、撤去するダクトが貫通していた、原子炉建屋原子炉棟の外壁に、
0:21:40	原子炉建屋原子炉棟と同じ厚さ及び計算モデルで入力している密度以上のコンクリートにて、
0:21:47	開口部を埋めることで直接ガンマ線及びスカイ。
0:21:50	社員 $\gamma$ 線を遮へいする設計について変更が生じないよう設計するという文言をこちら今回、追記しております。
0:22:03	29 条ですけれども、660660 ページになりますけれども、
0:22:10	こちらにつきましても、
0:22:15	既許可と設備改造時の方に遮へいに関する記載を追記しております。
0:22:24	59 条になりますけれども、
0:22:29	669 ページになります。
0:22:36	660 ページ、59 条、運転員が清原子炉制御室となるための設備ということでこちら、規則に対しても、既許可の三つ目のポツで、遮へいに関する内容を、
0:22:50	記載しております、設備改造時においても同じように遮へいに関する記載を今回新たに追記しております。
0:22:58	コメントリストのNo.12 については以上となります。続きましてコメントリストのナンバー13 になりまして

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:08	こちらについても、設置許可の資料の方につきましてALCパネルの補強取り止めに関しては
0:23:14	6条のところに記載箇所がないため今後の編入で改めて説明していくことを記載することということで、
0:23:20	こちらが、
0:23:33	651 ページになりまして、
0:23:49	括弧、すいません設備改造時の
0:23:54	(2)火山防護に関する設計方針等の上のポツの条文のところですね、なお、原子炉建屋附属棟の外壁補強範囲の見直しについては、
0:24:04	今後の変更認可申請にて説明を行うこととするということを、一筆、追記しております。
0:24:10	コメントリストNo13の回答については以上となります。
0:24:17	はい。
0:24:19	コメントの回答は以上になります一旦切ります。
0:24:24	はい。規制庁宮です。ここについて質問等ある方。
0:24:31	ないですか。
0:24:32	小松さんもないですかねこちらないですけど。
0:24:37	二村特にありません。
0:24:39	続けてください。お願いします。
0:24:42	はい。では続けて、格闘に関する技術基準適合性の説明に移らせていただきます。
0:25:11	元の岡元です。技術基準の方の資料、今回まとめましたので、
0:25:17	別添資料2としまして、1306 ページ。
0:25:21	からになりますけれども、
0:25:23	こちらのご説明をさせていただきたいと思います。
0:25:33	別添資料2としまして原子炉と関係改造における適用条文等の整理についてということで、1ポツ概要としまして東海第2発電所の原子炉棟換気系隔離弁及びダクトの一部について、
0:25:46	撤去または閉止及び追設を実施し、原子炉建屋原子炉棟の開口部に対し、コンクリート二瓶措置を施工するため改造に際して適合性の確認が必要となる。
0:25:57	条文を明確にする。本資料では今回の改造工事において適用を受ける実用発電用原子炉及びその附属
0:26:05	施設の技術基準に関する規則の各条文を整理、整理するとともに適合性の確認が必要となる条文を明確にする。
0:26:13	としております。2ポツとしまして適用条文の整理結果としまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:17	本改造における、原子炉建屋原子炉棟の適用条文は、下表及び補足 4 並びに添付書類に示す通りということで、今回確認対象としまして、原子炉格納施設、原子炉建屋、
0:26:30	原子炉建屋現象等としております。判例につきましては、マルが適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文としております。3 角が適用条文であるが、
0:26:42	すでに適合が各
0:26:44	適合性が確認されている条文、また工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文としております。またバツが適用を受けない条文としております。345、用語の定義につきましては、
0:26:56	こちら補足 1 と同様にですね原子炉建屋等の読みかえについてまとめた。
0:27:03	定義になっております。
0:27:07	次、1307 ページからですがけれども、こちらから確認した内容等を
0:27:13	要否判断としてバツ、三角 0 として、はい。
0:27:18	原子炉規制庁の宮本ですけど。
0:27:21	ちょっとね、事前に先に言っといた方がいいかなと思ってちょ、これは次事前に見ただけ、その
0:27:29	今回の申請内容の工事っていうのは、先ほど天田からも話があったと思うんだけど、
0:27:36	溢水区画の変更ですよ。
0:27:41	要は、
0:27:42	それに対して説明資料ってそうになってないんじゃないかなと思っていて、
0:27:49	これは溢水区画の変更がまずメインの工事計画の変更、技術基準の適合性を確認しなきゃいけない内容ですよ。
0:27:58	で、それに附属していて附属してっていうかそれに伴って、まず前提である、関係の改造があるのでこの資料をまとめましたっていうことになるんだけど、
0:28:10	要は着適合性を判断しなきゃいけない。
0:28:13	条文っていうのは、この原子炉建屋原子炉棟なのか。
0:28:18	それとも、溢水区画の変更なので、その該当している設備なのか、どっちなんですかっていう整理はついてますかなんですよ。
0:28:34	現在コバヤンございます。
0:28:37	今回の変更認可申請で確認いただきたいのは、今お話あった通り、溢水区画の変更に伴う基準の適合性。
0:28:49	を確認いただくというふうに認識しております。
0:28:53	その主今日ご説明する資料はその資料とは別の資料で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:00	はい。
0:29:03	このモニター移設をすることになった。ももとのラック等の改造が、基準に適合していると、いうことをご説明をする必要があるというふうに考えて、新たに作ったもの。
0:29:17	ですから、1本と、いつもとは違う資料となっております。わかりました後なので、この始める概要のところの、
0:29:26	説明が、この説明だと、1. 我々適合性は何なの適合性を我々に説明しようとしているのか、だから、ある資料では、前提の資料では、溢水区画の説明の、
0:29:40	当然、本工事の本工事というか工事計画の認可技術基準の適合性を確認しなきゃいけない資料がまずついてるんだけど、それと別途このベスト資料2つというのがついてるんだけど、
0:29:51	これはどういう位置付けのものかっていうのが概要の前提に書かれてないと。
0:29:55	申請内容が二つあるように見えるんだけど、そこは次、しっかり整理してもらえますか、言語折衝いたしました。概要のところの記載が足りないとも感じましたので、
0:30:08	モニター移設、
0:30:11	をするに、必要となったダクトの工事に関して、も駅基準適応しているということをご説明すると、モニターA水区画の変更については、別資料でご説明している、そこら辺がわかるように整理をした上で、概要に記載させていただきます。
0:30:29	はいわかりました。その上でちょっと説明を行っていきます。これちょっとどうかなと思っていて、
0:30:38	要は、これ事業者側でこれは技術基準の適合性の我々の申請がないように、
0:30:46	入ってるんですかっていうところなんだよね。
0:30:50	適合性の説明用は技術基準の適合性を、は今さっき言ったように、
0:30:57	溢水防護区画の変更というのがそもそも内容ですよと、その説明というのは前回聞いていて、前回内容を聞いていて、今回はこういう、
0:31:08	いやそれに伴って原子炉建屋の附属棟改造というか、
0:31:13	報酬みたいな形でやるんですけどそれが影響ないですよってこれを資料になっているという位置付けだという、いうふうにして、聞けばいいのかな。
0:31:27	まあ、作っていただいてねじゃちょっと説明は、だからどういうふう、
0:31:31	ちょっとね、いろんな資料がありすぎて、言われてることが、多分通常の公認っていうのは当然技術基準の適合性という申請内容に対して要は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:43	要目表の変更箇所に対しての技術基準の適合性の確認をするのが我々の主仕事なんだけど我々の審査になるんだけど、
0:31:51	これは、その過程において、要は今、要はその理由が変遷してきたっていうのもあるし、申請内容がどこまでの範囲をし始めようと説明しようとしたのが、
0:32:05	いろいろあって、結局最終的には、モニターの移設だけになってしまったので、建屋の、例えばそういう外壁の問いや取り止めとかそういう話ってのは、
0:32:17	別の工事での申請で整理したっていうところがあるので、
0:32:23	ちょっとこの資料がすごく膨大にはなってるんだけど、
0:32:28	よく整理してもらわないといや普通まとめ資料で補足として、整理するのは構わないんだけど、
0:32:36	その辺が整理が何か次ついてないような気がしてる場所もあるので、
0:32:43	私のちょっと言ってることわかります。
0:32:53	せっかく、
0:33:19	原燃の鈴木です宮本さんおっしゃる通り、基本的に要目表の変更に対する技術基準の適合性という観点で、他の工認、設工認の審査と同様の骨子というか大きな本、骨組みというか骨格があって、
0:33:36	それに、今回の場合はちょっと2.3. 変更理由なんかを貸したというようなところで、付随してこういったものが出てきてしまったんですけど、今それを何ていうかねパラでこう並行してバババツて入れてるから、単に概要に、
0:33:50	何か理由をつけ出せばこの資料の位置付けがわかるかっていうと、それだけでは多分、審査資料全体として綺麗に整理がつかないと思うんです。それでやはり他の工認との整合性を考えますと、
0:34:02	やはりその骨格というか幹となるところはまずしっかり書いてこれらのもともとその経緯が変わってしまったことに付随して出てきたものっていうのを本当に審査資料として残す必要があるのかといったところもあろうかと思います。
0:34:17	もう今となっては要目表とは全然関係ないような世界に陥ってしまってますので、とはいえなんすかね我々としては残しておきたいっていうのもありますのです。位置付けとしては参考資料のような、
0:34:29	そういうような位置付けでかなりワンランク落とすような位置付けに基本的になるのかなと思ってます。その時に、この、この資料の
0:34:39	内容の精査というかですね審査をしていただく。
0:34:43	必要があるのかといったところはちょっとなかなか悩ましいところではあるんですけども参考資料というふうにしたときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:49	いかがですかね経緯に関連した参考資料みたいな位置付けになるんですけど、
0:34:55	こんだけの物量、
0:34:59	あと要目表と無関係のところでしたところがですね。
0:35:03	はい。
0:35:14	そういう意味で我々としても今となれば審査資料という位置付けではなくて、
0:35:20	単なる参考資料というような位置付けにちょっとさせていただきたいなどは、今思ってます。
0:35:42	そうですねちょっとそういう意味で少しもう、この審査自体が長期間にわたってきてて、今最終的に
0:35:53	今さっき言った
0:35:56	要は会合に向けての状態ではもうついてきたところもあるので、それを踏まえて、ちょっと審査資料をよく精査した上で、再度やりましようかっていうこれをちょっと我々の方で、
0:36:08	中身の精査を、今対象じゃないものに対してどうこうっていうのはちょっと言えないかなと思っていて、その辺をよく事業者の方の内部でよく確認していただいてから、
0:36:21	最終的に先週、
0:36:23	正しくも、
0:36:26	11 の変更、先週だけ先生終了忘れちゃったけどこの資料をメインに、あとどういうふうな補足説明資料が必要かっていうのを考えてもらってから、
0:36:38	ちょっと整理してもらった方がいいかなと思うんですけど。
0:36:42	はい。全然ズキで承知しました。ちょっと資料の位置付けと整理します結果として、結局この資料も残すか残さないかというのを踏まえ、含めてですねちょっと検討したいと思います。
0:37:09	じゃあ、今日はちょっとこの資料はペンディングというか再度ちょっと整理いただくということで、ヒアリングの方での内容の確認とはししないこととします。はい。
0:37:21	他、何かないですか。どうぞ。
0:37:27	規制庁の方ですちょっと今回の説明文じゃないんですけども今後世界等っていうことでコメントリストに入ってるところで、
0:37:36	本文事項に関して間、コメント 25 番とかですね、あと、
0:37:42	30 番の添付の資料とかで今回の説明もあってももう一度整理はいただくとは思いますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:52	適用条文のところでは前回のヒアリングで補足1で丸とか三角とかつけていただいたものがあると思うんですけど、
0:38:02	素行についても
0:38:05	もう一度見直していただきたいのと前回の、去年のあの辺人とかでも結構最後の方まで、何か三角を0に変えたりとかそういう何か議論があったと思いますので、
0:38:16	ちょっとそこはしっかり見なおしていただきたいのと、あとこれも先週の資料なんですけどこの紐づき表いただいているんですけど、
0:38:25	この左に一番細長い縦の列があるんですけど、そこが多分去年のへん人のものはそのままついていて今回のものに皆をされてない気がするので、
0:38:37	ちょっとそこも見直していただきたいっていうのとあと、
0:38:42	添付資料なんですけれども、ちょっと、
0:38:45	変更がないんだけど添付するっていうものについて、どういう考えで抽出したのかっていうところが知りたいのでちょっと次回のヒアリングで併せて教えていただければと思います。
0:38:58	気になったのは、例えば5-173とかで中央制御室の居住性に関する説明書とか、5-182で、
0:39:07	格納施設の水素濃度低減に関する説明書とかございまして、その中で例えば
0:39:14	原子炉建屋放射能高信号により、関係切り換えますよみたいな説明があつて、そういうものは今回は含まれるのか含まれないかっていうところがちょっと気になってますのでちょっとそこら辺も
0:39:27	整理してあわせて回答いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。
0:39:36	元小橋です。承知いたしました。その、この表は、次回でご説明し、改正をご説明しようと考えましたので併せて説明をさせていただきます。
0:39:51	宮本です。
0:39:52	今、片木が話があったように最後もう資料の詰めに來てるのでよく中身を確認してください
0:40:01	動きもそうですけどもともとつけなきゃいけないものはついてないとか、結構公認の場合併任ですので、
0:40:10	影響がない、変更がなくてもつけなきゃいけないやつって結構あるので、そこは明らかに関係のないと判断できるものは、
0:40:20	除かれると思いますけど、関係があると、ないと判断できないものは、できるだけつけるとかそういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:27	ふうな考え方も整理してもらった方がいいと思うので、よく中身を確認してください。いいですかね。
0:40:37	現場で承知いたしました。
0:40:41	衛藤。
0:40:42	今日はこれで終わりたいと思うんですけど、天田さん、最後何かあれでしょうか。
0:40:49	規制庁の天田です。ちょっと今の関連してなんですけども、ミヤモトカタギリからあった件に関連するんですけども、
0:41:00	衛藤、今までパワポの3ページにあるように、いろいろと変更の理由が変遷してきて、最終的に一番残った3番目に対して
0:41:12	ちょっと改めて、後任の徒長を本文添付、整理していただく必要があるんですけど、
0:41:21	えっと、まずあれですね今回ちょっと前回、以前も申し上げたんですけど今回は変更認可申請ということなので、
0:41:30	直接の本部変更は市の防火部の変更ということかもしれませんが、
0:41:38	さっきその会合の指摘の2番目にもあったように
0:41:43	今回の変更に当たってその関連するもとの設計が、
0:41:49	影響がないのかと、いうのがずっとニーズ確認をしてきたところで、
0:41:55	その結果例えば
0:41:57	許可への影響ですね。
0:42:00	それについては、例えば今日の資料です。
0:42:05	通しの6、
0:42:07	6、659ページ。
0:42:10	の許可、
0:42:12	許可条文第20条の安全保護回廊で、
0:42:16	改造時に、
0:42:20	あれですか。
0:42:22	放射能高をちゃんと検知して、
0:42:26	隔離した上でSGTSMaaSとか、
0:42:30	あとは二つ目のポツで、ダクトを一部撤去するんだけどもちろん隔離弁は閉止してとか、
0:42:38	そういうことで一応その許可
0:42:44	設置許可の、
0:42:46	への影響はないと。で、同じようなところが、
0:42:52	投資の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:56	661 ページの、
0:43:00	許可条文 32 条の原子炉格納施設の第 7 項で、
0:43:05	662 ページの一番上ですけれども、ここも同様に
0:43:13	当社の行で隔離してSGTSを回すというような説明がなされて、これ、こういう説明で、許可への影響はないということは、
0:43:23	確認できたと思ってまして、
0:43:27	そうすると、変更認可なので、
0:43:30	既設のもともとの
0:43:33	本文事項に対して、
0:43:35	今回の変更が影響が受けないのかっていうのを整理していただく必要があるんですけど、多分、当初申請はですね、
0:43:43	例えば、
0:43:45	登用目標は防護区画の変更ですけど、基本設計方針については、
0:43:51	今の変更の対象施設は、4 の形、継続制御系統施設と、
0:43:59	6 の放射線管理施設だけになってるんですけども、
0:44:03	これで十分なのか。
0:44:05	ということですね、影響を受ける可能性のある、基本設計方針について、
0:44:11	もれなく、ちゃんとその設計、
0:44:14	今回の区画の変更で、設計変更があるのかないのかっていうのは、ちょっと確認できてないのかなと、電気書類も同じという、
0:44:25	ことだと思ってましてそういうことを、ちゃんと整理してくださいというのが、
0:44:31	ミヤモトとかカタギリが行っている。
0:44:34	この趣旨かなと思ってんですけども、いかがでしょうか。
0:44:41	元小橋です。承知いたしました。確かに今は、当施設購入のへん人の方は、継続制御と放管に関するところの影響の説明をなっていますが、
0:44:53	今までご説明している、ダクトの改造とか、原子炉建屋の穴を塞ぐとか、そこに関しての影響の有無っていうところまでは、
0:45:03	ちょっと整理ができないかなと思いますのでそこを改めて整理をして、対応したいと思います。
0:45:11	はい。規制庁なものです。何であれですね、他、外壁補強とかそっちの方はまず、
0:45:18	別途ご説明されるということなんで、そうすると、そこは一旦切れるんですけど、いきなり一斉に行くかっていうとそうではなくて
0:45:30	一部、設備変更するんだけどそれが許可にはねるかねないかで、許可に変ないとしても、工事計画の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:41	1、5 区画以外の本部変更があるのかないのか。
0:45:45	それは本文、添付書類において、どのように説明をされて、変更がないとされるのかということで最終的に、じゃあ、1号区画の要目表の変更だけで、
0:45:59	他の設計方針には変更がないから、
0:46:03	変更認可としては、
0:46:05	変更認可っていうのは当然、既認可の本文事項についても他の関係。
0:46:13	それを設計方針が変更がないということを同時に確認しなきゃいけないので、そういうことが確認できるような整理をお願いしたいということです。
0:46:23	いかがでしょうか。
0:46:25	峯小橋です。承知いたしました。
0:46:38	あ、宮です。天田さん、いいですかね。
0:46:41	声が入ってなかったんですけどはい。
0:46:44	すいません。ごめんなさい。
0:46:49	さ。
0:46:49	最後の 3、3 番目入ってます小林委員最後のご指摘承知いたしましたので対応いたします。
0:46:59	はい。すみません。よろしく。
0:47:03	最後、ごめんなさい、江藤最後私が
0:47:06	申し上げたのは、
0:47:08	外壁の水、整理をまず切り離した上で、
0:47:13	しかしながらダクトの変更があるのでその許可と工認の整理をした上で最後、溢水というような話をさせていただきましたけど、それは
0:47:25	音声入ってますでしょうか。玄小橋です。
0:47:29	と認識しております。対応いたします。
0:47:33	はい。私からは以上です。よろしく申し上げます。
0:47:37	はい、ありがとうございました他ないですかね。なければこれでヒアリングの方を終了したいと思うんです。はい。ありがとうございました。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。